

平成17年3月28日  
総務省消防庁

## 林野火災の有効な低減方策検討会報告書の概要

総務省消防庁では、平成16年10月以降、関係省庁、林野火災多発地方公共団体、全国消防長会等で構成する「林野火災の有効な低減方策検討会」を開催し、林野火災の主な原因である人的失火を抑制し、林野火災を低減させる方策を検討してきました。

この背景には、市町村における火災警報の効果的な発令のために、平成16年度から消防庁と気象庁と共同で、4県において試行を始めた「火災気象連携システム」を全国に広げることができないか、林野火災予防対策の実態を把握するなかで人的失火防止策を推進できないかという課題認識があります。

今回、これまでの検討を踏まえて、气象台から都道府県を通じて市町村に送られる火災気象通報の地域区分を細分化することにより、市町村による火災警報の発令をしやすくすることが必要である、失火防止対策として、「山林、原野等の中で、特に火災の危険性が高いとして、あらかじめ市町村長が指定した区域内において喫煙をしない」とし、その旨を各自治体の条例で定めてもらうため、火災予防条例(例)を改正することが必要である、

防火看板・ポスター、広報紙・パンフレット、ホームページ、学校教育や、林業関係者等を対象とした防火講習会などを通じて、林野火災予防に関する広報・啓発を行うことが必要で、その際には山岳団体や山岳雑誌等を利用した啓発が有効である、また、山火事が発生した市町村で構成される「山の緑を守るネットワーク協議会」の加入市町村の拡充が必要である、ことを内容とする検討結果をとりまとめたものです。

## 検討会委員

(座長)	東尾 正	消防庁次長
(委員)	新井場 公德	独立行政法人消防研究所基盤研究部
	植木 一之	日本消防協会業務部長(平成16年12月1日～)
	川津 拓幸	気象庁総務部企画課防災企画調整官
	佐藤 勝志	黒川地域行政事務組合黒川消防署長
	佐南谷 英龍	林野庁森林保全課長
	佐山 勝	日本消防協会業務部長(～平成16年11月31日)
	下河内 司	消防庁防災課長
	鈴木 義彦	岐阜県防災局参事兼防災政策課長
	高橋 昌嗣	NPOみろく山の会理事長
	中川 修造	玉野市消防本部予防課長
	中田 憲光	広島県環境生活部危機管理総室消防室長
	中林 慎太郎	全国消防長会事務局次長
	日野 修	気象庁予報部予報課防災気象官
	〔以上、50音順〕	

なお、報告書は印刷製本完了次第、後日改めて配布させていただきます。

(連絡先)

総務省消防庁防災課

担当：緒方理事官、中瀬地域防災係長

電話:(代表)03-5253-5111

(内線)7754・7765

(直通)03-5253-7525

(FAX)03-5253-7535

(E-mail) [nakase-m@fdma.go.jp](mailto:nakase-m@fdma.go.jp)

## 林野火災の有効な低減方策検討会報告書のポイント

### 1 火災気象通報のあり方

火災気象通報は、消防法第22条に基づき、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに各気象台で発表されるものですが、都道府県単位あるいは気象庁の一次細分区域で発表しているところが多く、必ずしも都道府県内の気象条件の違いが反映されているとは言い難い状況にあります。したがって、市町村(消防本部)では、火災気象通報に基づいて火災警報を発令し、地域の警戒体制をとることは難しく、多くの消防本部が火災気象通報の細分化を希望しています。

#### (1) 地域の細分化

細分化については、すでに消防庁と気象庁が協力して検討を進め、現在4県(岩手・栃木・山口・熊本)を対象に試行を行っており、消防本部で観測する気象データを気象台へ提供することによって、気象庁の二次細分区域等、よりきめ細かなかたちでの火災気象通報が可能となります。この試行を踏まえて、今後、消防庁及び気象庁では、消防本部での運用を考慮した最適な通報区分の検討、実効湿度・最小湿度・最大風速など気象台からの情報提供の充実、消防本部における気象観測機器の整備と検定の推進などが検討されることが期待されます。

#### (2) 適切な発表と解除

地域住民等の活動パターンを考慮し、できれば前夜、遅くても当日早朝に火災気象通報を発表し、消防本部等において警戒や広報が行えるよう、今後消防本部から気象台への観測データの提供頻度を増やしたり、観測データを随時提供できるようなシステムの自動化の検討などを進めることが、効果的です。

#### (3) 段階別の発表

今後、都道府県と気象台で連携しながら、気象要素による火災危険度を検討し、段階別の火災気象通報を行うための基準づくりをするか、あるいは火災危険度を付加した情報を提供するかなど、市町村が火災警報や火災注意報の発令を含めた火災予防対策を実施するうえで、最適な方法を採用することが望まれます。

### 2 火の使用制限

市町村(消防本部)では、火災気象通報の地域細分化を通じてより精度の高い火災気象通報及び支援情報が得られるようになることから、これを十分に活用した火災警戒体制(火災警報の発令体制)を整備する必要があります。つまり、湿度の低下や強風が予想され、林野火災の発生・拡大の危険性が高い場合は、火災気象通報を受けた市町村は、原則的に火災警報を発令し、火の使用を制限することになります。

### (1) たき火の制限

湿度の低下に加えて強風が予想されるような場合には、火災警報を発令し、条例に従ってたき火禁止の徹底を図ります。

### (2) たばこの制限

たばこによる出火防止対策を条例等で講じている場合を除き、火災警報発令時には一定条件のもと喫煙を制限し、出火防止を図ることが必要です。禁煙の実効性を担保するため、規制の位置づけを明確にして住民に分かりやすく示すとともに、予め設定した出火危険及び延焼危険が高い区域、あるいは消防活動が困難な区域に限定して火災警報発令の際、喫煙を禁止することが望ましいといえます。そのため、「山林、原野等の中で、特に火災の危険性が高いとして、あらかじめ市町村長が指定した区域内において喫煙をしないこと」という趣旨で各自治体の条例に位置付けられるよう、火災予防条例(例)を改正することが有効です。

### (3) 火入れの制限

火入れには届け出が必要であり、基本的に火災警報(あるいは火災気象通報や乾燥注意報)が発令されているときに許可されることはありませんが、地域住民等に対し届け出について周知徹底しておく必要があります。

## 3 林野火災予防の啓発

日頃から林野火災予防に関わる広報・啓発を継続的に実施し、地域住民や入山者等の防火意識を高めておくことが不可欠となります。啓発にあたっては、防火看板・ポスター、広報紙・パンフレット・チラシ、自治体のホームページ、マスメディアを利用するほか、学校教育に林野火災予防に関わる内容を取り入れたり、地域住民や林業関係者を対象とした防火講習会を実施します。近年増加している入山者に対しては、山岳団体や山岳雑誌等を利用した啓発が有効であり、また山火事が発生した市町村で構成される「山の緑を守るネットワーク協議会」の加入市町村の拡充を図り、全国的に林野火災に対する防火思想を広めていくことが必要です。

防火看板やポスター等を作成するための財源の確保については、厳しい財政状況のなか、公的機関の助成を活用する、企業の社会貢献の一環として看板の一部に広告を取り入れる、イベント開催時に主催者とタイアップして啓発の趣旨を盛り込んだポスターを作成するなどの方法を検討し、製作経費の確保に工夫を図ることが必要です。

